

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

四国（高知）国民年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、A 村役場（現在は、B 町役場）から国民年金の加入を勧められたのを契機に、昭和 39 年に加入手続を行ったが、当時は、生活が苦しかったことから納付することができず、40 年から国民年金保険料を納付した。

その後、昭和 50 年に A 村役場から国民年金保険料の特例納付に関する文書が届いたため、私の夫が 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 9 月又は 10 月に納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 村から送付されてきたとする申立人宛ての国民年金保険料の特例納付に関するお知らせを所持しており、当該文書が送付されてきたことから、申立人の夫が同役場に出向き納付してくれたと供述しているところ、B 町は、「第 2 回特例納付実施時期において、特例納付が可能な被保険者に対し、納付金額等を記載した案内を郵送していた。」と回答している。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、特例納付を行った当時の状況について、申立人とその夫はお茶の栽培をしており、9 月頃にまとまった収入があったことから、昭和 50 年 9 月か 10 月であったと思うが、申立期間に係る国民年金保険料を A 村役場に持参したところ、同役場職員が郵便局に持って行ってくれたが、取扱時間を過ぎていたことから、郵便局では保険料が納付できなかったため、当該職員が収入役に持って行き、仮の領収書を交付してくれたと供述しているところ、B 町は、「第 2 回特例納付実施時期において、金融機関の営業時間終了後に特例

納付保険料を窓口を持参した場合は、出納室で預り証を交付して保険料を預かり、預かった保険料は、翌日、職員が郵便局で納付し、領収書を本人宛てに送付していた。」と回答しており、申立人の夫が特例納付を行ったとする時期は、第2回特例納付実施期間内である上、特例納付を行った者しか知り得ない同町役場での特例納付に関する事務手続の内容と申立人の夫の供述内容が一致している。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月27日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、昭和55年10月27日から同年12月30日までの期間について、事業主が、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、同年12月30日から56年2月1日までの期間について、事業主は、厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

申立期間のうち、昭和56年3月に係る標準報酬月額について、事業主が、社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 57 年 7 月 29 日まで

私は、A社に入社し、途中、会社名がC社と変更になった後、昭和 57 年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間のうち 55 年 10 月 27 日から 56 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間が欠落しており、標準報酬月額は、当時支給されていた金額に比べて低額となっているので、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 56 年 3 月の標準報酬月額について、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は当初 13 万 4,000 円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 4 月 30 日より後の同年 9 月 18 日付けで、7 万 2,000 円に減額訂正され、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が多数いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から同年 9 月 18 日までの期間について、同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間にB社に勤務していることが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人は、同年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、B社は、昭和 56 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が、同年 9 月 18 日付けでなされているが、同年 4 月 30 日以降の異なる日付で被保険者資格を取得もしくは喪失した旨の記録がある者を含み、申立人と同様に、同年 9 月 18 日付けで同年 4 月 30 日に遡って資格喪失の処理をされている者が多数いることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は、適用事業所でなくなった日以後も法人事業所であり、複数の同僚の供述から5人以上の従業員がいたと考えられ、同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同年4月30日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和56年3月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和55年10月27日から56年2月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に異動となった記録が確認できる同僚は、「A社とB社は関連事業所であり、仕事の内容に変わりはなく、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」旨供述しているとともに、当該同僚から提出された昭和55年12月のA社発行の給与明細書によると、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和55年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、商業登記簿謄本によると、同社は52年7月22日に設立された法人であり、C社に商号変更した後、平成元年12月3日に解散していることが確認できるとともに、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、A社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においては、A社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、昭和55年10月27日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、既に解散し、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

さらに、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められ、申立人と同様に、A社からB社に異動となった記録が認められる上述の同僚から提出された同年2月の給与明細書によると、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、B社において当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和56年3月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の昭和56年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間について、同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているB社の複数の同僚は、「A社、B社がC社と社名が変更しただけで、社員は同じ条件で雇用され、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に適用事業所としての記録は確認できないものの、上述のとおり、同社は、当該期間

において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社の資格喪失日に係る上記訂正後の昭和56年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてB社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間に係る標準報酬月額について、申立人は、当時、申立事業所から30万円から40万円程度の給与の支給を受けていたと主張しているものの、D公共職業安定所から提出された申立人に係る被保険者台帳全部記録照会及びE公共職業安定所から提出された申立人に係る支給台帳全部記録照会において、申立人の主張する給与が支給されていたことは確認できない上、申立人は、給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料は所持していない。

また、複数の同僚が、「自分の年金に記録されている標準報酬月額は、当時支給されていた給与額より低額である。」旨供述しているものの、申立期間当時の給与明細書等は所持しておらず、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の報酬額及び保険料控除額を確認できない。

そのほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで
結婚後、夫の任地であるA市に住んでいたとき、市役所の中年の女性が自宅を訪ねてきて、国民年金の加入を勧められたので手続を行い、その場で国民年金手帳をもらった。その後、その女性が、毎月1回集金に来てくれて、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいたとき、国民年金に任意加入する手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録により確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和45年10月頃に払い出され、国民年金に任意加入していることが確認できるものの、申立期間当時、A市において、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市に照会したところ、「申立期間当時、自治会による集金業務が実施されていたことは確認できたが、それ以外は不明。」との回答であり、同市において、申立人が国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から24年2月5日まで
② 昭和26年9月1日から29年2月24日まで

A社における申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を支給されたことになっているが、同手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、申立期間②における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年3月25日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、当該支給決定日時点においては、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「従業員から脱退手当金の請求の申出があれば、当該従業員の代わりに請求手続を行っていた。」と供述している上、申立期間当時の同僚が、「私が同社を退職した後に、結婚のため同社を退職した複数の同僚から、退職金と一緒に脱退手当金をもらったという話を聞いたことがある。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から42年5月16日まで

私は、昭和36年5月1日から45年9月1日までの期間において、兄が事業主であるA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社の業務に関わっていたことがうかがえる。

しかしながら、前述の同僚は、「私は、A社の設立時から同社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は無い。申立期間当時の従業員数は10人ぐらいだったが、勤務していても厚生年金保険には加入していない人がいたと思う。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間の被保険者数は2人から6人までであることから、同社では申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社の事業主は、「資料が何も残っておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除並びに被保険者資格の取得及び喪失の届出については不明である。」と回答している上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人の夫が加入するB共済組合から提出された資料によると、申立人は昭和33年4月19日から62年4月1日までの期間、同共済組合において申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 17 年 8 月
④ 平成 17 年 12 月
⑤ 平成 18 年 8 月

申立期間①から⑤までの期間において、A社から、営業成績に伴う報奨金が給与と同時に支給されたが、当該報奨金について、標準賞与額として記録されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法において、賞与とは、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごと（年3回以下）に受けるものと定められているところ、A社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、平成15年8月から16年1月までの期間に報奨金が支給されたことは確認できず、同年2月から21年12月までの期間については、当該期間中の全ての月例給与の支給額に、それぞれ報奨金が含まれていることから、同社が申立人に支給した報奨金は、同法における賞与には該当しないと認められる。

また、前述の賃金台帳に、平成15年夏季賞与に係る記載は見当たらない上、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、18年夏季賞与の賞与額及び厚生年金保険料額は、いずれも「0」と記載されていることが確認できるところ、A社の担当者は、「申立人には賞与を支給していない。賞与が支給されない雇用契約だったと思う。」と供述している。

さらに、B銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表によると、申立期間において、A社から振り込まれた金額は、前述の賃金台帳に記載され

た月例給与の支給額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係る平成 17 年分及び 18 年分給与支払報告書の年間給与収入額と年間社会保険料控除額は、前述の賃金台帳に基づいて算出した年間給与収入額及び年間社会保険料控除額とそれぞれ一致していることが確認できる。

このほか、全ての申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月7日から33年8月10日まで
申立期間について年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、当時、同手当金の制度を知らなかった上、同手当金を請求した覚えも、受け取った覚えもないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを意味する回答日付印（昭和34年2月4日）が押されており、オンライン記録における申立期間の脱退手当金の支給決定日は、当該回答日に近接する同年4月22日であるなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、上記脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和44年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。